

事 務 連 絡
令和3年10月1日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 藤原 利雄

降積雪期における道路管理者による立ち往生車両写真の撮影等について

平素は、当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和2年末から令和3年初にかけて、高速道路などにおいて大規模な車両滞留が発生したことを踏まえ、別添1のとおり、今後の降積雪期における立ち往生車両について、道路管理者が冬用タイヤ装着の有無等の状況を撮影し、当該情報をもとに地方運輸局等が当該車両を所有する運送事業者に対し、降積雪期における輸送の安全確保対策の実施状況を確認することとした旨、国土交通省自動車局安全政策課から事務連絡が発出されました。

つきましては、貴協会におきましても本取扱いについて了知されるとともに、傘下会員事業者に対する周知方、よろしくお願い致します。

なお、降積雪期において、輸送の安全を確保するための措置を講じずに運行し、貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条（異常気象時等における措置）の規定に違反したことが確認された場合には行政処分が行われる旨、別添2「大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について（令和3年1月6日付国自安第169号）」により安全政策課長通達が発出されておりますので、同通達の下記の取組事項につきましても併せて周知・徹底方願います。

記

1. 大雪及び暴風雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装置着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019